

令和 8年度

業務設計書（公示用）

業務名： 下水道管路施設耐震診断調査業務その2

---

令和 8年 5月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 管路保全課 管路保全係

# 業務説明書

1. 概要
- |       |                     |         |
|-------|---------------------|---------|
| 対象施設  |                     |         |
| 管径    | 800～3,000 mm        |         |
|       | ※矩形管については診断箇所一覧表を参照 |         |
| 円形管   | 開削工法                | 3,338 m |
| 矩形管   | 現場打ち                | 57 m    |
| 円形管   | 推進工法                | 2,082 m |
| マンホール |                     | 92 箇所   |
- 設計条件及び補正等に係る項目は、別添「設計条件項目表」のとおり。
2. 場所
- 別添「診断箇所一覧表」による。
3. 期間
- 契約締結日から令和9年2月26日まで
4. 位置図
- 別添による。(位置図3枚)
5. 仕様書
- 別添「管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書」による。
6. 特記仕様書
-

( )	業務名	下水道管路施設耐震診断調査業務その2
-----	-----	--------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

設計条件項目表

項 目		設 計 条 件
工 期		契約締結日から令和9年2月26日まで
場 所		診断箇所一覧表による
報告書作成		<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
設 計 協 議		中間打合せ 2回
詳細診断	延 長	円形管（開削工法） 3,338 m 矩形管（現場打ち） 57 m 円形管（推進工法） 2,082 m
	調 査 対 象 管 路	雨水・汚水共、 <input checked="" type="checkbox"/> 合流のみ <input checked="" type="checkbox"/> 汚水のみ 雨水のみ
	管 路 電 子 化 情 報	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
	特 殊 構 造 物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 特殊マンホール（6基） マンホール形式ポンプ場（2次製品）（ 基） マンホール形式ポンプ場（現場打ち）（ 基） 吐口 その他（12基）
	耐 震 計 算	<input checked="" type="checkbox"/> （応答変位法） 無 レベル1地震動 <input checked="" type="checkbox"/> レベル1及び2地震動
	耐 震 診 断 密 度	標準 <input checked="" type="checkbox"/> 標準以外（82断面）
	管渠の診断を伴わない マ ン ホ ー ル	0基
	調査対象管路の布設 工 法 及 び 管 径	管径 800～3,000mm ※矩形管については 診断箇所一覧表を参照 工法 開削工法 推進工法

なお、中間打合せは、「条件設定」、「耐震補強必要箇所の抽出」の2回とする。

また、耐震計算の際には対象管路に応じて許容値の設定を確認すること。（旧規格管等）

## 診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-103	101423320	101423373	800	66.3	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別中央2条6丁目
P-104	101423367	101423362	1000	83.94	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央2条6丁目
P-105	101423362	101423353	1000	48.6	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央2条6丁目
P-106	101423353	101418314	1000	51.94	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央3条6丁目
P-107	101418314	101418308	1000	86	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央3条6丁目
P-108	101418308	101418262	1000	84	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央4条6丁目
P-109	101418262	101418260	1000	76	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央4条6丁目
P-110	101418260	101418215	1000	99.78	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別中央4条6丁目
P-111	101418215	101418212	1000	16.35	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別中央4条6丁目
P-112	101418212	101418205	1000	41.52	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央5条5丁目
P-113	101418205	101418203	1000	18.88	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央5条5丁目
P-114	101418203	101417356	1000	39.9	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央5条5丁目
P-115	101417356	101417352	1000	30.71	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央5条5丁目
P-116	101417352	101412015	1000	15.2	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央5条5丁目
P-117	101412015	101412372	1000	48.3	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央5条5丁目
P-118	101412372	101412369	1000	16.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央5条5丁目
P-119	101412369	101412365	1000	19.7	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央5条6丁目
P-120	101412365	101412362	1100	47.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央5条4丁目
P-121	101412362	101412359	1100	76.88	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西1条5丁目
P-122	101412359	101412309	1100	56	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西1条5丁目
P-123	101412309	101412305	1100	3	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西1条5丁目
P-124	101412305	101407315	1100	142.76	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西2条5丁目
P-125	101407263	101407265	1100	7	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西2条4丁目
P-126	101407265	101407262	1100	5	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西3条5丁目
P-127	101407253	101402265	1100	142.72	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西3条5丁目
P-128	101402265	101402063	1100	2.55	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西4条5丁目
P-129	101402063	101402216	1100	60.74	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西4条4丁目
P-130	101402216	101402215	1100	53.44	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西4条5丁目
P-131	101402215	101402214	1100	70.52	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西4条5丁目
P-132	101402214	101401360	1100	54.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西4条5丁目
P-133	101401360	101401352	1100	41.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西4条5丁目
P-134	101401352	101401378	1000	9.9	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西4条5丁目
P-135	101401378	101401357	1000	70.15	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西5条5丁目
P-136	101401357	101401317	1000	13.82	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西5条5丁目
P-137	101401317	101401306	1000	62	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西5条5丁目

## 診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-138	101401306	101401318	1000	8.49	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西5条4丁目
P-139	101401318	101401265	1000	80.46	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西5条4丁目
P-140	101401265	101401206	1000	65.22	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西5条4丁目
P-141	101401206	101401210	1000	6.4	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西5条4丁目
P-142	101401210	101401207	1000	48.38	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西4条3丁目
P-143	101401207	101305358	1000	121.13	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西5条3丁目
P-144	101305358	101305357	1000	13.89	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別西5条3丁目
P-145	091325353	091325951	1800	113	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別西5条3丁目
P-146	091325951	091325355	1800	100	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別西5条3丁目
P-147	091325355	091320351	1800	237	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別町山本751番地
P-148	091320351	091411200	1800	269	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別町山本751番地
P-149	091411200	091411900	1800	119	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別町山本1066番地
P-150	091411900	091406204	1800	121	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別町山本1066番地
P-151	091406204	091401213	1800	262	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別町山本1066番地
P-152	091401213	091401900	1800	21.94	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別町山本1066番地
P-153	091401900	091401904	1800	22	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別町山本1066番地
P-154	091401904	091401301	1800	223.56	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	厚別区	厚別町山本1066番地
P-155	091401301	091401351	1800	60.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管B）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別町山本1066番地
P-156	091401351	091401354	2000×2000	29.56	RC構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	厚別区	厚別町山本645番地
P-157	111319261	111319264	1100	62.38	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	大谷地東1丁目
P-158	111319264	111319308	1100	77.32	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	大谷地東1丁目
P-159	111319308	111319301	1100	27.8	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央3条1丁目
P-160	111319301	111319253	1100	42.86	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央3条1丁目
P-161	111319253	111319252	800	64.38	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央3条1丁目
P-162	111319252	111319204	800	66.81	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	厚別区	厚別中央3条1丁目
P-163	111319204	111319203	800	24.3	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm未満）	白石区	流通センター6丁目
P-164	101324358	101324355	1350	44.9	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管C）	汚水	開削（1200mm以上）	白石区	流通センター7丁目
P-165	101324355	101324352	1350	49	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管C）	汚水	開削（1200mm以上）	白石区	流通センター7丁目
P-166	101324352	101324351	1350	30	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	汚水	開削（1200mm以上）	白石区	流通センター7丁目
P-167	101324351	101325200	1350	25	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	汚水	推進（刃口・小口径）	厚別区	厚別中央5条1丁目
P-168	101325200	101320215	1350	112	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	汚水	推進（刃口・小口径）	厚別区	厚別中央5条1丁目
P-169	101320215	101325251	1350	75	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	汚水	推進（刃口・小口径）	厚別区	厚別西1条1丁目
P-170	101325251	101320270	1350	84.71	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別西1条1丁目
P-171	101320270	101320336	1350	85.31	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別西1条1丁目
P-172	101320336	101320332	1350	21.19	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別西1条1丁目

## 診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-173	101320332	101320315	1350	130.63	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別西1条2丁目
P-174	101320315	101320307	1350	93.78	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別西2条1丁目
P-175	101315304	101310318	1350	94	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別西3条2丁目
P-176	101310318	101310360	1350	116.87	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別西4条3丁目
P-177	101310360	101310351	1350	118.32	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別西4条3丁目
P-178	101310351	101305357	1350	95	遠心力鉄筋コンクリート管（PC）（特厚管）（NC管）	汚水	開削（1200mm以上）	厚別区	厚別西4条3丁目
P-179	050912061	050912063	1350	23	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	北区	麻生町8丁目
P-180	050912064	050912063	1200	14.82	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	北区	麻生町8丁目
P-181	050906163	050907018	3000	97.91	遠心力鉄筋コンクリート管（埋込型カラー推進管）	合流	推進（中大口径）	北区	麻生町9丁目
P-182	050907018	050907802	3000	86.33	遠心力鉄筋コンクリート管（埋込型カラー推進管）	合流	推進（中大口径）	北区	麻生町8丁目
P-183	050912069	050912804	4000×4000	2.9	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	北区	麻生町8丁目
P-184	050912804	050912802	4000×4000	24.7	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	北区	麻生町8丁目

## 診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-113	101423320	2号型マンホール（円型）	16.67	5.06	厚別区	厚別中央2条6丁目
M-114	101423373	2号型マンホール（円型）	16.1	4.83	厚別区	厚別中央2条6丁目
M-115	101423367	3号型マンホール（角型）	15.9	9.25	厚別区	厚別中央2条6丁目
M-116	101423362	3号型マンホール（角型）	15.43	8.92	厚別区	厚別中央2条6丁目
M-117	101423353	3号型マンホール（角型）	16.72	10.3	厚別区	厚別中央3条6丁目
M-118	101418314	3号型マンホール（角型）	14.11	7.77	厚別区	厚別中央3条6丁目
M-119	101418308	3号型マンホール（角型）	13.75	7.56	厚別区	厚別中央4条6丁目
M-120	101418262	3号型マンホール（角型）	13.45	7.4	厚別区	厚別中央4条6丁目
M-121	101418260	4号型マンホール	13.8	8.28	厚別区	厚別中央4条6丁目
M-122	101418215	3号型マンホール（円型）	12.13	6.83	厚別区	厚別中央4条6丁目
M-123	101418212	特殊3号型マンホール	11.96	6.44	厚別区	厚別中央5条5丁目
M-124	101418205	3号型マンホール（角型）	11.86	6.41	厚別区	厚別中央5条5丁目
M-125	101418203	3号型マンホール（角型）	12.13	6.71	厚別区	厚別中央5条5丁目
M-126	101417356	3号型マンホール（角型）	12.44	7.09	厚別区	厚別中央5条5丁目
M-127	101417352	3号型マンホール（角型）	11.98	6.71	厚別区	厚別中央5条1丁目
M-128	101412015	3号型マンホール（角型）	12.17	6.71	厚別区	厚別中央5条5丁目
M-129	101412372	3号型マンホール（円型）	12.16	7	厚別区	厚別中央5条5丁目
M-130	101412369	4号型マンホール	12.55	7.49	厚別区	厚別中央5条4丁目
M-131	101412365	4号型マンホール	13	8.17	厚別区	厚別中央5条4丁目
M-132	101412362	3号型マンホール（角型）	12.67	7.91	厚別区	厚別西1条5丁目
M-133	101412359	3号型マンホール（角型）	12.31	7.67	厚別区	厚別西1条5丁目
M-134	101412309	3号型マンホール（円型）	11.49	6.93	厚別区	厚別西1条5丁目
M-135	101412305	3号型マンホール（角型）	11.96	7.41	厚別区	厚別西2条5丁目
M-136	101407315	3号型マンホール（角型）	11.47	7.13	厚別区	厚別西2条5丁目
M-137	101407263	3号型マンホール（円型）	10.13	5.88	厚別区	厚別西2条4丁目
M-138	101407265	3号型マンホール（角型）	11.22	6.98	厚別区	厚別西3条5丁目
M-139	101407262	3号型マンホール（円型）	10.13	5.89	厚別区	厚別西3条4丁目
M-140	101407253	3号型マンホール（角型）	10.91	6.76	厚別区	厚別西3条5丁目
M-141	101402265	3号型マンホール（角型）	9.78	5.85	厚別区	厚別西4条5丁目
M-142	101402063	3号型マンホール（半組立式円型）	9.62	5.54	厚別区	厚別西4条4丁目
M-143	101402216	3号型マンホール（角型）	9.91	6.07	厚別区	厚別西4条5丁目
M-144	101402215	3号型マンホール（角型）	9.68	5.92	厚別区	厚別西4条5丁目
M-145	101402214	3号型マンホール（角型）	9.66	6.01	厚別区	厚別西4条5丁目
M-146	101401360	3号型マンホール（円型）	9.47	5.9	厚別区	厚別西4条5丁目
M-147	101401352	4号型マンホール	9	5.55	厚別区	厚別西4条5丁目

## 診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-148	101401378	4号型マンホール	8.98	5.55	厚別区	厚別西5条5丁目
M-149	101401357	3号型マンホール（円型）	9.28	5.97	厚別区	厚別西5条5丁目
M-150	101401317	3号型マンホール（角型）	9.8	6.51	厚別区	厚別西5条5丁目
M-151	101401306	4号型マンホール	9.25	6.07	厚別区	厚別西5条4丁目
M-152	101401318	4号型マンホール	9.23	6.11	厚別区	厚別西5条4丁目
M-153	101401265	3号型マンホール（角型）	9.23	6.25	厚別区	厚別西5条4丁目
M-154	101401206	3号型マンホール（角型）	9.34	6.47	厚別区	厚別西5条4丁目
M-155	101401210	3号型マンホール（円型）	9.02	6.16	厚別区	厚別西4条3丁目
M-156	101401207	3号型マンホール（角型）	9.02	6.24	厚別区	厚別西5条3丁目
M-157	101305358	3号型マンホール（円型）	9.03	6.46	厚別区	厚別西5条3丁目
M-158	101305357	5号型マンホール	8.19	6.94	厚別区	厚別西5条3丁目
M-159	091325353	5号型マンホール	8.53	7.45	厚別区	厚別西5条3丁目
M-160	091325951	仮想マンホール（ダミーマンホール）	8.16	0	厚別区	厚別西5条3丁目
M-161	091325355	4号型マンホール	8.03	7.12	厚別区	厚別町山本751番地
M-162	091320351	5号型マンホール	7.64	6.92	厚別区	厚別町山本751番地
M-163	091411200	5号型マンホール	7.54	7.03	厚別区	厚別町山本1066番地
M-164	091411900	仮想マンホール（ダミーマンホール）	7.25	0	厚別区	厚別町山本1066番地
M-165	091406204	5号型マンホール	7.43	7.11	厚別区	厚別町山本1066番地
M-166	091401213	5号型マンホール	6.85	6.74	厚別区	厚別町山本1066番地
M-167	091401900	仮想マンホール（ダミーマンホール）	6.8	0	厚別区	厚別町山本1066番地
M-168	091401904	仮想マンホール（ダミーマンホール）	7.05	0	厚別区	厚別町山本1066番地
M-169	091401301	5号型マンホール	7.6	7.71	厚別区	厚別町山本1066番地
M-170	091401351	特殊5号型マンホール	7.5	7.78	厚別区	厚別町山本1066番地
M-171	091401354	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.12	7.12	厚別区	厚別町山本645番地
M-172	111319261	特殊3号型マンホール	23.68	10.88	厚別区	大谷地東1丁目
M-173	111319264	特殊3号型マンホール	24.26	12.68	厚別区	大谷地東1丁目
M-174	111319308	特殊1号型マンホール	24.37	13.61	厚別区	厚別中央3条1丁目
M-175	111319301	3号型マンホール（円型）	23.23	12.51	厚別区	厚別中央3条1丁目
M-176	111319253	3号型マンホール（円型）	16.65	6.08	厚別区	厚別中央3条1丁目
M-177	111319252	2号型マンホール（円型）	15.93	5.49	厚別区	厚別中央3条1丁目
M-178	111319204	2号型マンホール（角型）	15.84	5.58	白石区	流通センター6丁目
M-179	111319203	2号型マンホール（角型）	15.84	5.68	白石区	流通センター6丁目
M-180	101324358	7号B型マンホール	13.35	6.5	白石区	流通センター7丁目
M-181	101324355	4号型マンホール	13.36	6.55	白石区	流通センター7丁目
M-182	101324352	4号型マンホール	13.69	8.23	白石区	流通センター7丁目

## 診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-183	101324351	4号型マンホール	13.06	7.63	厚別区	厚別中央5条1丁目
M-184	101325200	4号型マンホール	14.5	9.3	厚別区	厚別中央5条1丁目
M-185	101320215	4号型マンホール	13.02	8.13	厚別区	厚別西1条1丁目
M-186	101325251	4号型マンホール	12.84	8.02	厚別区	厚別西1条1丁目
M-187	101320270	4号型マンホール	12.1	7.39	厚別区	厚別西1条1丁目
M-188	101320336	4号型マンホール	13.63	9.1	厚別区	厚別西1条1丁目
M-189	101320332	4号型マンホール	11.98	7.57	厚別区	厚別西1条2丁目
M-190	101320315	4号型マンホール	11.46	7.18	厚別区	厚別西2条1丁目
M-191	101320307	4号型マンホール	11.25	7.07	厚別区	厚別西2条1丁目
M-192	101315304	4号型マンホール	9.5	6.37	厚別区	厚別西3条2丁目
M-193	101310318	4号型マンホール	9.57	7.54	厚別区	厚別西4条3丁目
M-194	101310360	4号型マンホール	9.29	7.37	厚別区	厚別西4条3丁目
M-195	101310351	4号型マンホール	8.92	7.12	厚別区	厚別西4条3丁目
M-196	050912061	4号型マンホール	7.47	7.47	北区	麻生町8丁目
M-197	050912063	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.72	7.72	北区	麻生町8丁目
M-198	050912064	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.4	7.98	北区	麻生町8丁目
M-199	050906163	特殊7号型マンホール	6.68	12.29	北区	麻生町9丁目
M-200	050907018	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.09	12.77	北区	麻生町8丁目
M-201	050907802	仮想マンホール（処理場・ポンプ場）	7.37	0	北区	麻生町8丁目
M-202	050912069	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	6.74	6.74	北区	麻生町8丁目
M-203	050912804	仮想マンホール（ダミーマンホール）	6.74	0	北区	麻生町8丁目
M-204	050912802	仮想マンホール（処理場・ポンプ場）	7	0	北区	麻生町8丁目

## 管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書

### 第1章 総則

#### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、診断箇所一覧表に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うとともに、耐震性能が不足すると評価された施設について、補強すべき具体的な部位を抽出し、整理することを目的とする。

#### 1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### 1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに札幌市（以下「本市」という。）に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

##### (1) 着手時

- 1) 業務着手届
- 2) 主任技術者等指定通知書

※次の書類を含む

- ①技術者等経歴書
- ②技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）
- ③資格要件を証明する書類の写し

- 3) 業務日程表

- (2) 業務実施中
  - 1) 業務計画書
- (3) 完了時
  - 1) 業務完了届
  - 2) 成果品目録

なお、承認された事項を変更しようとするときには、そのつど承認を受けるものとする。

#### 1.9 主任技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、別紙に示す資格要件を満たす者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者及び照査技術者の氏名、その他必要な事項を業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 主任技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- (4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

#### 1.10 担当職員

- (1) 本市は、業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 担当職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 契約書の規定に基づき、本市が担当職員に委任した権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合など、担当職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとし、後日書面により担当職員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

#### 1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査を受けなければならない。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.13 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

#### 1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受託者協議の上、これを定める。

### 第2章 調査

#### 2.1 資料収集

詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

##### (1) 管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

##### (2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。地質データを収集する場合は、本市より該当地域の地質データの提供を受けること。

##### (3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

##### (4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画、合流改善対策事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

#### 2.2 現地踏査

設計図書に示された調査対象区間について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

#### 2.3 現地作業

耐震計算を行うマンホールについて管口および直近の管継手部を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行い、また流量等の状況を確認しなければならない。確認した内容は本市へ報告し、その際の様式については担当職員と協議すること。

ただし管きょの計算を伴わないマンホールの調査については構造・寸法の測定を行うのみとし、管口や直近の管継手部を含む目視観察は行わなくてよいものとする。

また、マンホール調査の作業時間帯については、対象箇所の上り下りや交通状況を考慮し、

発注者においてあらかじめ昼間および夜間作業の箇所数を想定している。

受託者は、現地踏査等の結果に基づき、想定されている数量に増減が生じた場合は、具体的な作業時間帯（昼間・夜間）および必要な交通規制方法を整理した「現地調査計画書（または作業計画書）」を作成し、担当職員と別途協議すること。

### 第3章 耐震診断調査等一般

#### 3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は本市と密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 耐震診断調査業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

#### 3.2 調査基準等

調査に当たっては、本市が指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、調査を行う上で、その基準となる事項について本市と協議の上、定めるものとする。

#### 3.3 調査上の疑義

調査上疑義が生じた場合は、本市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

#### 3.4 調査の資料

耐震診断調査における評価、計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

#### 3.5 事業計画図書等の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等に併せて、調査対象区間にかかる事業計画図書、下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

#### 3.6 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

#### 3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

#### 3.8 耐震診断調査（詳細診断）

耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きよの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

## 第4章 耐震診断調査（詳細診断）

### 4.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

### 4.2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。ただし管きよの計算を伴わないマンホールについてはマンホール本体の計算と浮き上がり計算のみ行うこと。

#### (1) レベル1の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量）、マンホール本体の計算。

#### (2) レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

### 4.3 新指針適用に伴う管路施設の耐震計算

本業務における管路施設およびマンホールの耐震診断・設計は、「下水道施設の耐震対策指針と解説（2025年版）」（日本下水道協会）に基づき実施するものとする。積算にあたっては、「令和7年度版 下水道用設計標準歩掛表」（以下「R7版歩掛」という）を適用している。

業務履行中に「令和8年度版 下水道用設計標準歩掛表」（以下「R8版歩掛」という）が発刊され、新指針の適用に伴う作業量増分が反映された改定があった場合に限り、該当する作業項目について R8 版歩掛を適用し、設計変更の対象として取り扱うものとする。R8 版歩掛において、新指針の適用に伴う改定が行われなかった場合、または改定内容が本業務に該当しない場合は、原則として当初（R7 版歩掛の適用）の通りとする。

### 4.4 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位を抽出し、整理しなければならない。

### 4.5 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、以下により作成することとし、図面完成時には、本市の承認を受けなければならない。

#### (1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、地形図に詳細調査区間を記入する。

## (2) 調査対象路線図

調査対象路線図 (S=2, 500) は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

## (3) 耐震補強対策縦平面図

耐震補強対策縦平面図 (縦断 : S=1/100、平面 : S=1/500) は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、検討結果等を記入する。

## 4.6 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書等を集成するものとする。

## 第5章 照査

### 5.1 照査の目的

受託者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないように努めなければならない。

### 5.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、別紙に示す資格要件を満たす照査技術者を配置しなければならない。

### 5.3 照査事項

受託者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査全般にわたり、以下の示す事項について照査を実施しなければならない。

#### (1) 耐震診断 (詳細診断)

- 1) 基礎調査の内容の適切性
- 2) 耐震計算結果の妥当性

## 第6章 提出図書

### 6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

### 6.2 耐震診断調査関係提出図書 (詳細診断)

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000~1/30,000	原図一式・白焼き2部
(2) 調査対象路線図	1/2,500	原図一式・白焼き2部
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	原図一式・白焼き2部

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (4) 成果品目録         | A4 判製本 2部 |
| (5) 報告書           | A4 判製本 2部 |
| (6) 打合せ議事録        | A4 判製本 2部 |
| (7) その他資料（下水道台帳他） | 原稿一式      |

### 6.3 成果品の提出方法

本業務においては、提出図書のほか、上記の内容を格納した成果品2部（正・副各1部）を電子媒体で提出するものとする。

電子媒体とそのデータの仕様等については下記のとおりとする。ただし、データの仕様については、下記によらず、国土交通省等で定める電子納品関係基準・要領に従い納品することができるものとする。

なお、詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

#### (1) 電子媒体の仕様及び格納するファイルの種類

媒体の仕様 : CDまたはDVD

媒体のラベル : 業務番号(契約年度(西暦下2桁) + 業務番号4桁 例: 260010)

業務名称 (例: 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇)

完了年月 (例: 2026年〇月)

委託者名(課名) (例: 札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課)

受託者名 (例: □□□□コンサルタント株式会社)

ウイルスチェックに関する情報 (詳細は(2)参照)

ファイルの種類: オリジナルファイル【必須】

(使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること)

PDFデータ

(オリジナルファイルとあわせて提出すること)

業務管理ファイル (Microsoft Excel)

(詳細は(3)に記載)

#### (2) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウイルス対策ソフト名

②ウイルス (パターンファイル) 定義点月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

#### (3) 業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル (エクセル形式) を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号 業務名	第 号 (※1) 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇 (※2)			
受注者	□□□□コンサルタント株式会社 (※3)			
	主任技術者: (※3)		連絡先: (※3)	
TECRIS 登録番号	※4			
ソフトウェア 情報	番号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

・  
・

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度（西暦下2桁）と業務番号（4桁）を記入する。 （例：2026年の業務番号101番→「260101」）
※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。（略称不可）
※4	一財)日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 （使用したソフトウェアのすべてを記載すること。）
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

## 第7章 参考図書

### 7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 札幌市下水道設計標準図
- (2) 管きよの設計要領（札幌市下水道河川局事業推進部）
- (3) 札幌市道路占用規則等
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（       "       ）
- (6) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（       "       ）
- (7) 下水道管路施設設計の手引（       "       ）

- (8) 下水道施設の地震対策マニュアル (      "      )
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (      "      )
- (10) 下水道施設耐震計算例－管路施設編 (      "      )
- (11) 下水道推進工法の指針と解説 (      "      )
- (12) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き (      "      )
- (13) 水理公式集 (土木学会)
- (14) コンクリート標準示方書 (      "      )
- (15) 土木工学ハンドブック (      "      )
- (16) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (      "      )
- (17) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (      "      )
- (18) トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (      "      )
- (19) 地盤工学ハンドブック (地盤工学会)
- (20) 河川砂防技術基準 (国土交通省)
- (21) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (22) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (23) 道路土工－仮設構造物工指針 (      "      )
- (24) 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (      "      )
- (25) 道路土工－カルバート工指針 (      "      )
- (26) 共同溝設計指針 (      "      )
- (27) 道路橋示方書・同解説 (      "      )
- (28) 水門鉄管技術基準 (電力土木技術協会)

## 第8章 業務カルテの作成・登録

### 8.1 業務カルテの作成・登録

受託者は、業務の受注・完了時の消費税等相当額を含む契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報入力システム (TECRIS) (一財) 日本建設情報総合センター) に基づき、「業務カルテ」を作成し担当職員の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに提出するものとする。

また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出すること。提出期限は下記のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から15日以内に変更データを提出しなければならない。

## 第9章 安全対策関係

### 9.1 交通管理

本業務の現地作業における交通管理として、下表に示す人員を見込んでいるが、現地  
の状況、その他関係機関との協議により数量の増減、追加等が生じた場合には別途協議する。

作業項目	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B
現地踏査及び現地作業	2人/日	2人/日

交通誘導警備員Aについては、次項における1級又は2級検定合格警備員とする。

市街地とは人口集中地区（DID地区）及びこれに準じる地区を指す。

現道に係わる現地踏査及び現地作業路線においては、交通誘導業務は原則として、警備  
業の認定を受けている会社に所属する警備員が行わなければならない。

### 9.2 市街地及び公安委員会認定路線の交通誘導警備員の資格について

本業務にて市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線  
に係わる作業を行う場合、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、  
下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る1級又は 2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は 2級検定合格証明書（写し）

交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2  
級検定合格警備員を1人以上とすること。

交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を提出すること。

公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、北海道警  
察本部ホームページによる。

市街地（公安委員会認定路線を除く）において交通誘導警備業務を行う場合で、検定合  
格警備員の配置が困難な場合は、その理由書と交通処理計画を業務監督員と協議し、対応  
を協議しなければならない。

別紙 資格要件

本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。

- (1) 主任技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅱ)の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
- (3) 主任技術者及び照査技術者は上記(1)、(2)に加え、下水道法に規定された要件も満たす者とする。

表－1 資格要件分類表

要件分類	資格
資格要件(Ⅰ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCM(同種・類似業務の履行経験がある)のいずれかの資格保有者
資格要件(Ⅱ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCMのいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について(大卒:13年、短大・高専卒:15年、高卒:17年)以上の実務経験を有する者

表－2 下水道法に規定された資格要件(下水道法施行令第15条第1項の一部を抜粋)

1. 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるものであること。
  - イ 計画設計(事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。)を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
(以下、省略)
2. 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるものであること。
  - イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
(以下、省略)
3. 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条

の三第三号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。)であつて、イからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

4. 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

5. 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

6. (省略)

7. (省略)

8. 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

9. (省略)

10. 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。